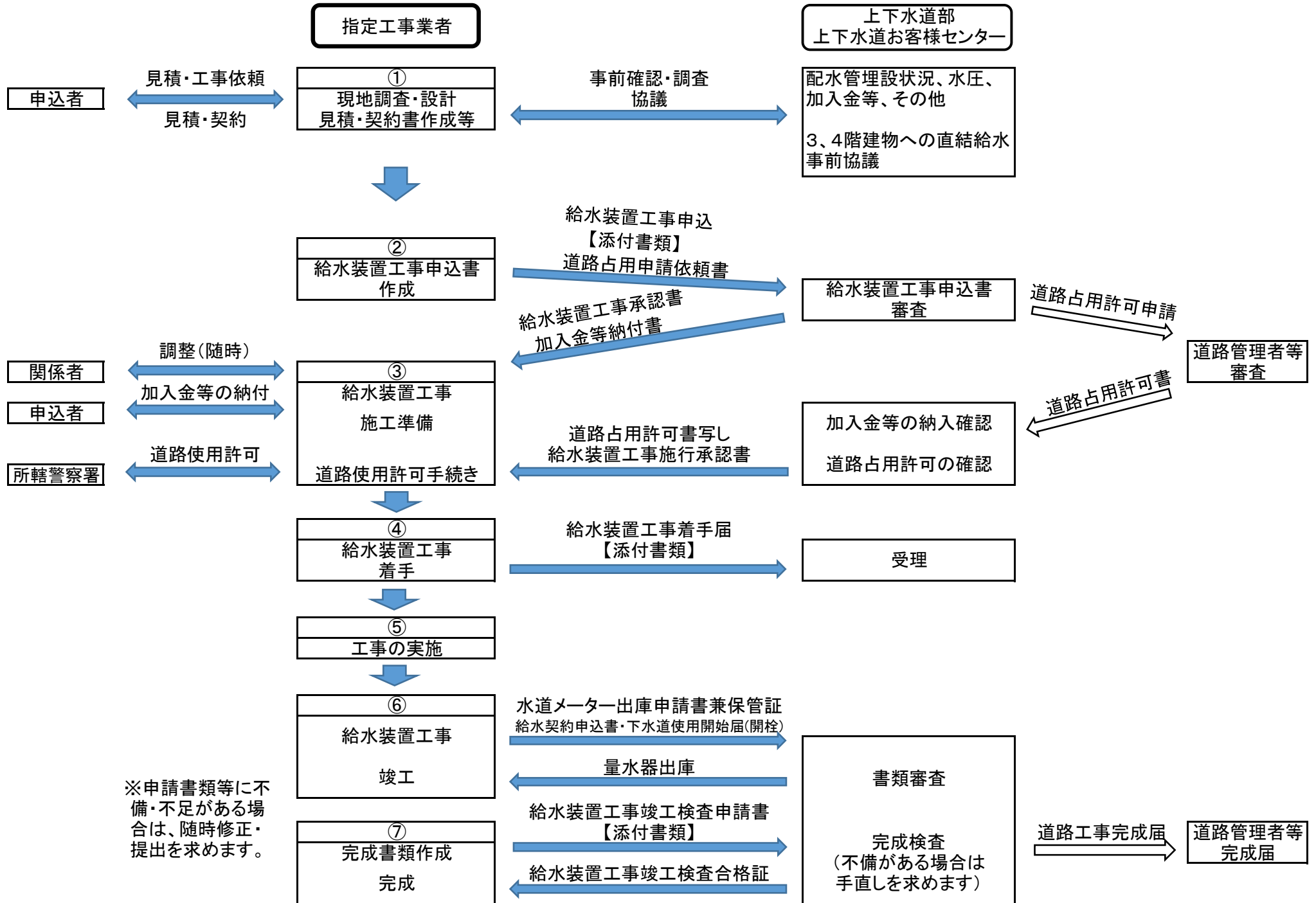


標準的な道路工事を伴う新規給水装置工事のフロー図



給水装置工事申込の流れ

		新 設		改 造		撤去
※工事⇒公道下工事（私道等含）		工事あり	工事なし	工事あり (増径・減径・移設)	工事なし (増設)	
受付・審査	給水装置工事申込	○	○	○	○	○
添付書類	別紙 「給水装置工事申込時必要添付資料一覧」を参照					

給水装置工事承認書発行		○	○	○	○	○
納付書 発行 (14日 以内に 納付)	口径加入金	○	○	○(増径)	/	/
	未普及加入金(畑野町のみ)	○	○	/	/	/
	旧簡水加入金(西別院町)	○	○	/	/	/
	給水装置工事申請手数料	○	○	○	○	/
	量水器代(飲料水供給施設 でメーターを新たに在庫す る場合要)	○	○	○	/	/

《市納金納付確認》

《道路占用許可》	給水装置工事施行承認書発行	○	○	○	○	○
----------	---------------	---	---	---	---	---

							様式 番号	
工事着手	給水装置工事着手届	○	/	○	/	○	2-1	
	添付書類	道路占用許可書写し	○	/	○	/	○	
		道路使用許可書写し	○	/	○	/	○	
		工事予告ビラ	○	/	○	/	○	
		公道下掘削工事における事前調査内容について	○	/	○	/	○	1-11

開栓届け 閉栓届け 《量水器出庫》	水道メーター出庫申請書兼保管証	○	○	○	/	/	2-2
	給水契約申込書・下水道使用開始届(開栓)	○	○	/	/	/	2-3
	水道・下水道使用中止届(閉栓)	○	○	/	/	○注1	2-4

工事完了	給水装置工事竣工検査申請書	○	○	○	○	○	2-5	
	添付書類	竣工図面	○	○	○	○	○	
		水圧検査記録	○	○	○	○	/	
		竣工写真	○	/	○	/	○	
	小規模貯水槽水道設置報告書(タンク式を新設、又はタンク式に変更時)	○注2	○注2	○注2	○注2	/		

注1 開栓中の場所を撤去する際に必要

注2 水道法施行令第2条の基準に該当する場合は小規模貯水槽ではなく簡易専用水道の様式で申請が必要(有効容量10m³を超える場合等)